

「人権」について考えてみませんか

12月4～10日は「人権週間」、
12月10～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

記念講演会



▲牧村朝子さん ▲菊池桃子さん ▲黒川祥子さん ▲旭堂南陵さん ▲田辺信道さん ▲丹羽小百合さん ▲國森康弘さん ▲にしやんたさん

共通テーマは「私たちの暮らしと人権」。
各講演の後に人権啓発映画「光射す空へ」を上映します。

門司市民会館(門司区老松町) 12月5日(月)。羽衣国際大学教授・にしやんたさんによる「違いを楽しみ、力にかえる」多文化共生「新」時代。

北九州国際会議場(小倉駅北側) 12月8日(木)。写真家・國森康弘さんによる「写真が語る、いのちのバトンリレー」さまざまな看取りの現場から。

北九州市立大学北方キャンパス(小倉南区北方四丁目) 12月7日(水)。TBSテレビ報道局外信部・丹羽小百合さんと、音響技師・田辺信道さんによる「横田夫妻を見つめ続けて…めぐみさんを待つ2人の思い」。

若松市民会館(若松駅前) 12月6日(火)。講師・旭堂南陵さんによる「人の心に潜む差別」。

響ホール(八幡東区平野二丁目) 12月8日(木)。ノンフィクション作家・黒川祥子さんによる「虐待が子どもに何をもちたすのか」社会的養護の場にいる子どもたちの「今」。

黒崎びびしんホール(八幡西区岸の浦二丁目) 12月7日(水)。俳優・菊池桃子さんによる「ソーシャル・インクルージョンってなに?」すべての人が参加する社会」。

戸畑市民会館(戸畑駅前、ウエルとばた3階) 12月9日(金)。タレント・牧村朝子さんによる「男や女である前の、あなたと私であるために」。

共通13時30分～15時55分。手・要あり。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間 パネル展

拉致問題のパネルや資料の展示。
12月11日(日)～23日(祝)の9～21時、コムシティ3階(黒崎駅西側)で。

人権作品展

市内の小・中・特別支援学校の児童・生徒のポスター、書写、標語の入選作品を展示します。いずれも12月3日(土)～9日(金)。時間などは問を。

▼**門司区** 関門海峡ミュージアム2階(門司港レトロ地区) ▼小倉北区 アミュプラザ小倉6階 ▼小倉南区 小倉南生涯学習センター2階(小倉南区役所横、サンリブシティ小倉1階(上葛原二丁目) ▼若松区 イオン若松ショッピングセンター2階(二島二丁目) ▼八幡東区 イオンモール八幡東3階(東田三丁目) ▼八幡西区 コムシティ3階(黒崎駅西側) ▼戸畑区 ウエルとばた2階(戸畑駅前)。

人権啓発映画テレビ放送

市が制作した人権啓発映画「光射す空へ」(秋桜の咲く日)の放送や人権週間の告知など。12月1日(木)～4日(日)、J・COMチャンネル北九州(デジタル11チャンネル)で。時間などは問を。

保健福祉局人権文化推進課
562・5010へ。

市民体育祭「スノー大会」

種目は男女別ジャイアントスラローム(大回転)。いずれも1月15日(日)10時、アサヒテングストンスキー場(島根県)に集合。13時30分、同所で解散。▼Aクラス 2級以上。料1000円 ▼Bクラス 3級以上。料500円 ▼Cクラス 初心者以上。料300円 ▼シニアクラス 60歳以上。共通150人。小・中学生は保護者の承認と引率者の同行が必要。申はがき(何人でも)に基本事項と性別、スキークラブ加入者はクラブ名を書いて1月5日

までに〒803-8501市民文化スポーツ局スポーツ振興課
582・2305へ。



市債を公募します

単位は1万円以上。期間は10年。申12月7～12日(発行日は12月16日)。窓口販売を行う金融機関は▼銀行・信用金庫 福岡、西日本シティ、福岡びびき ▼証券 三井住友、三菱UFJモルガン・スタンレー、野村、SMBC日興、大和、ふくおか。利率など詳細は財政局財政課 582・2003へ。



住宅用火災警報器を正しく設置していますか?



▲無線連動型の警報器

少の傾向にあります。住宅火災において毎年10人前後の犠牲者が発生しており、特に高齢者の被害が目立ちます。さまざまな火災予防の取り組みとあわせ住宅用火災警報器を正しく設置しましょう。

住宅用火災警報器の電池寿命は約10年です!

電池交換のお知らせ音やサイレンなどが表示された場合は、機種によっては電池の交換ができません。経年などにより内部の本体機器が劣化していることもあるため新しい警報器に交換してください。取扱説明書などに機器本体の耐用年数が記載されている場合は、その期間内に新品と交換しましょう。

また無線連動型(1つの住宅用火災警報器が煙を感知すると建物内に設置した警報器が一斉に

消防法令によりすべての住宅に設置義務がある住宅用火災警報器は、火災の早期発見・通報・避難に大きな効果があります。しかし本市は、設置率(住宅のどこかに警報器が設置されている割合)が83%、条例適合率(規定の場所に正しく設置されている割合)は70%にとどまっています。

本市の火災発生件数は年々減

法令で設置が義務づけられている場所

① 寝室として使う部屋
② 寝室がある階の階段最上部

月に一回程度、作動確認をしましょう。



鳴り出す)の警報器もあり、避難や初期消火をより早くすることが可能です。ほかにも地域の共助体制を強化していくきっかけ作りになるような住宅内の警報音を外部の通行人に知らせる機器も販売されています。詳しくは消防設備業者などへ相談を。

消防局予防課 582・3006へ。